

○御殿場市犯罪被害者等見舞金給付要綱

令和5年3月23日

告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、御殿場市犯罪被害者等支援条例（令和5年御殿場市条例第6号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 死亡被害者 犯罪行為により死亡した者をいう。
- (3) 傷病被害者 犯罪行為により傷病（負傷又は疾病（精神的な病を含む。）であって、その療養に要する期間が1か月以上であると医師に診断されたものをいう。）を負った者で、当該犯罪行為が行われた時において本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (4) 遺族見舞金 死亡被害者の遺族に一時金として給付する見舞金をいう。
- (5) 傷病見舞金 傷病被害者に一時金として給付する見舞金をいう。

(見舞金の給付)

第3条 見舞金は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷病見舞金 10万円

2 傷病見舞金の給付を受けた者が当該犯罪行為に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、前項第1号に規定する遺族見舞金の額から既に給付した傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 前条第1項第1号及び同条第2項の遺族見舞金は、当該犯罪行為が行われた時において、本市の住民基本台帳に記録され、死亡被害者と生計を同一にしていた次に掲げる者に給付することができることとし、給付を受けるべき者の順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡被害者が死亡した時において事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

(見舞金の申請)

第5条 見舞金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市犯罪被害者等見舞金給付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証明される事項を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

- ア 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- イ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- ウ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者が死亡した時において事実上婚姻関係と同様の事情にある者のときは、その事実を確認することができる書類
- エ 同順位の遺族が2人以上いる場合にあつては、遺族見舞金受給代表者選任届（様式第2号）
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 傷病見舞金

- ア 申請者が傷病被害者であることを確認することができる医師の診断書
- イ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪行為による死亡若しくは傷病が発生した日又は犯罪行為を知った日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、当該傷病の状態により申請が困難であるときその他の当該期間内に申請をしないことについて市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(見舞金の給付制限)

第6条 市長は、前条の規定による申請が次に掲げる場合に該当するときは、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 死亡被害者及び傷病被害者（以下「犯罪被害者」という。）と加害者の間に同居の

関係又は親族関係（婚姻の届出をしていないが、当該犯罪行為が行われた時において事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が認められる場合

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪行為につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合

(3) 犯罪被害者が受けた犯罪行為について、当該犯罪被害者の家族又は遺族による暴行、脅迫等当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認める場合

（見舞金給付の決定）

第7条 市長は、第5条第1項に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、御殿場市犯罪被害者等見舞金給付（不給付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第8条 前条の規定により見舞金給付の決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、御殿場市犯罪被害者等見舞金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（給付決定の取消し等）

第9条 市長は、給付決定者が偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すとともに、既に給付した見舞金の返還を求めるものとする。

（報告の徴収等）

第10条 市長は、見舞金の給付を適正に行うため必要があると認めるときは、関係機関等（国、他の地方公共団体及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。）に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、見舞金の給付を適正に行うため必要があると認めるときは、給付決定者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

様式第1号（第5条関係）

御殿場市犯罪被害者等見舞金給付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
被害者との続柄

御殿場市犯罪被害者等見舞金の給付を受けたいので、御殿場市犯罪被害者等見舞金給付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

見舞金の種類	遺族見舞金	傷病見舞金
	<input type="checkbox"/> 死亡（ 年 月 日）	<input type="checkbox"/> 全治1か月以上の傷病
	傷病見舞金給付の有無(有・無)	
フリガナ		
氏 名	(死亡被害者名又は犯罪被害者名)	
犯罪行為発生時の住所		
犯罪行為発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
取扱捜査機関	都道 警察署 府県	
被害届の受理番号等		

(裏面に続く)

〈申請に係る確認〉

○ 該当する項目□にレ点を付してください。

1 見舞金の給付制限に関する確認事項

- 死亡被害者及び傷病被害者（以下「犯罪被害者」という。）と加害者の間に同居の関係又は親族関係（婚姻の届出をしていないが、当該犯罪行為が行われた時において事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）はありません。
- 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は犯罪被害者の家族若しくは遺族の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

2 申請事項に係る調査等への同意等

- 市長が、この申請の内容について住民基本台帳その他の公簿等の調査を行うこと及び関係機関等に対して被害の照会を行うことについて同意します。
- 見舞金の給付にかかる申請内容に虚偽がないことを認め、また御殿場市犯罪被害者等見舞金給付要綱を遵守し、見舞金の給付後に虚偽その他不正な手段による給付であったと市長が認めた場合には、見舞金を市に返還することについて同意します。

3 添付書類（次のうち、必要なもの）

添付	必要書類	確認
<input type="checkbox"/>	死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し	遺族 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	遺族 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者が死亡した時において事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を確認することができる書類	遺族 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	同順位の遺族が2人以上いる場合にあっては、遺族見舞金受給代表者選任届（様式第2号）	遺族 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	医師の診断書（犯罪行為による傷病（負傷又は疾病）の療養期間が1か月以上であることを確認できるもの）	傷病 <input type="checkbox"/>

4 申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。）

〔やむを得ない理由〕

（申請手続を行う者）住 所

氏 名（署名）

電話番号

申請者との関係

様式第2号（第5条関係）

遺族見舞金受給代表者選任届

御殿場市長 様

年 月 日

代表者

御殿場市犯罪被害者等見舞金給付要綱第5条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

代表者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	死亡被害者との続柄	
死亡被害者	住 所	
	氏 名	
	死亡年月日	

【同順位の遺族】

上記の者を代表者とすることに同意します。

氏 名	住 所	死亡被害者との続柄

※ この届は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長

印

御殿場市犯罪被害者等見舞金給付（不給付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御殿場市犯罪被害者等見舞金について、御殿場市犯罪被害者等見舞金給付要綱第7条の規定により、下記のとおり給付（不給付）することに決定したので、通知します。

記

1 給付

（1）見舞金の種類 遺族見舞金・傷病見舞金

（2）給付決定額 円

2 不給付

不給付の理由

様式第4号（第8条関係）

御殿場市犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

請求者 住所  
氏名 印  
電話番号  
被害者との続柄

年 月 日付け 第 号により給付決定を受けた御殿場市犯罪被害者等見舞金について、御殿場市犯罪被害者等見舞金給付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金		<input type="checkbox"/> 傷病見舞金	
	円			
振込先	金融機関	銀行 金庫 農協	支店 本店 出張所	
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※ 振込先は、請求者名義に限ります。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)